

## 寄付金に対する免税措置について

### 個人の場合

個人様からいただきました寄付金は、所得税法の規定に基づき、所得税の減免措置があります。

#### 1. 特定寄付金の所得控除

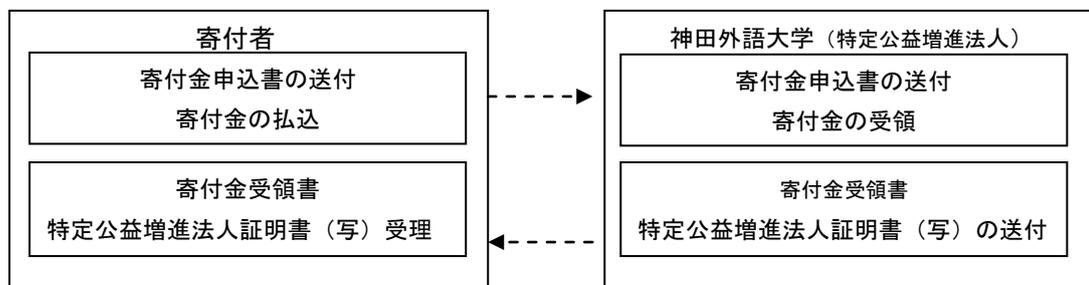
支出寄付金額が所得金額から控除される制度です。

特定公益増進法人に対する寄付金として税金の優遇を受けることができます。その年内（1月～12月）に寄付していただいた金額（ただし、その年の総所得金額等の40%相当額が限度）が2千円を超える場合に、その超えた金額が、その年の課税所得金額から控除されます。

$$\boxed{\text{寄付金所得控除額}} = \boxed{\text{寄付額（当該年分の総所得金額の40\%を限度）}} - \boxed{2\text{千円}}$$

- ◆免税の手続きは、本学からお送りします「寄付金受領書」と「特定公益増進法人証明書(写)」  
（文部科学省発行：写）を添えて、所轄税務署に確定申告を行い、所得税の還付手続きをお取りください。
- ◆免税措置の手続きは、寄付をしていただいた年分の所得税確定申告期間に所轄税務署に申告してください。
- ◆免税措置に必要な「寄付金受領書」と「特定公益増進法人証明書(写)」は、寄付金が本学に入金され次第お送りいたします。

#### 寄付金の流れ



#### ◆寄付金額と減免額のみやす（個人様をご寄付をされた場合）

##### 所得控除方式

課税所得額	所得税額	寄付額と減免額の相関一覧						
		5千円	1万円	3万円	5万円	10万円	50万円	100万円
300万円	20万2,500円	300円	800円	2,800円	4,800円	9,800円	49,800円	99,800円
400万円	37万2,500円	600円	1,600円	5,600円	9,600円	19,600円	99,600円	199,600円
500万円	57万2,500円	600円	1,600円	5,600円	9,600円	19,600円	99,600円	199,600円
800万円	120万4千円	700円	1,900円	6,500円	11,100円	22,600円	114,600円	229,600円
1,000万円	176万4千円	1,000円	2,700円	9,300円	15,900円	32,400円	164,400円	329,400円

課税所得額とは、給与等の収入金額（源泉徴収票の「支払金額」）から給与所得控除、配偶者控除、社会保険料控除等の諸控除額を引いた金額をいいます。

正確な税額等については所轄の税務署にお問い合わせ下さい。